

延暦八年の桓武後宮

岩 下 紀 之

1

井上内親王。他戸王並卒

史家は一字の選択によって、毀誉褒貶を示すことができる。読者はその一字に込められた真意を覚るべきである。『続日本紀』（以下『続紀』とする）は多くを占めるのが除目と叙位の記事であり、人名と官職・位階が淡々と述べられる。大事件を叙するとき、記述は生彩に豊むが、伝を伴わない死亡記事では、ただ官職・位階・人名が書かれるのみである。延暦八年七月丁未の記事はどうであろうか。

尚掃從四位上美作女王。散事正四位下藤原朝臣春連並卒

四位という高位階を有する二人の死亡記事であるが、ここでは「並」という一字が注目されるのである。この十余年前、宝龜六年四月己丑の日、

との簡潔な記事がある。宝龜元年十一月に皇后となった井上内親王と、翌二年に皇太子に立てられた他戸親王が同時に死亡したということ、悲惨な非業の死であることを「並」の一字が物語っている。またこの身分の二人の死が、「卒」と記されることで、その身分の剥奪された処分を示しているのである。『続紀』卷三十三で井上・他戸の死亡記事を読んだ読者は、卷四十で再び、「並卒」という記述に出会う。こちらにも何か隠された事情があるのではないか。

2

美作女王と藤原春連なる人物について、『続紀』の記事を追ってみよう。まず美作女王は次の三箇所に見られる。

宝龜七年正月丙申

无位：美作王：並從四位下

延暦五年正月乙巳

從四位下美作女王從四位上

第三例はすでに引いた死亡記事である。女王とあっても系譜は不明なのだが、最初に從四位下に叙せられていることがまず不審である。皇親には蔭位の制度があるが、『選叙令』に

凡蔭皇親者。親王子從四位下。諸王子從五位下

とある。美作王は親王子である可能性があるだろうか。親王の子ということは天皇の孫であることになるが、聖武・孝謙・淳仁の各帝が孫娘を持つとは考えにくく、この叙位そのものは何らかの恩寵を感じさせる。しかし次の叙位は十年後の延暦五年であるから、その頃になってまた、何らかの変化が生じたのであろう。死亡した時、尚掃に任じていたのであるが、尚掃は掃司の長で『後宮職員令』によれば、掃司の部署は

掌供奉牀席。灑掃。鋪設之事

とあって重要な職務とは考えられず、部下に典掃二人、女孺十人とある小さな単位である。さらに、『禄令』には

尚掃。尚水。掌蔵。掌待准從七位

とある。義解、集解ともに一字の注も加えず、およそ関心を寄せられるような官職ではない。五位以上の貴族の動静を記すたてまえの国史には、從七位に准せられるこの職の記事はあらわれないはずであるが、『統紀』には例外的にもう一例を見ることができる。

神護景雲二年六月戊寅

尚掃從五位上美濃真玉虫：並為本国國造

この人は国造に任ぜられるべき地方豪族で姓も持っていないか、又は真を直の誤字としてよければ直を称しているような身分であって、美作女王には全く似合わしくない役職と言うべきである。この異例の措置には何らかの背景があるのではないか。

3

次に藤原春蓮について『統紀』の記事を確認しておこう。

天応元年十一月丙子

授无位藤原朝臣春蓮從五位下

とあり、この日の叙位は春連一人に行われている。以下、

延暦四年正月乙巳

從五位下藤原朝臣春連…並正五位下

延暦五年正月乙巳

正五位下藤原朝臣春連…並正五位上

延暦八年正月己巳

正五位上藤原朝臣春連…並從四位下

そして、延暦八年の死亡記事に至る。延暦四年と翌年に位を進められ、特に四年は二階級特進している。このような顕著な昇叙については、紀方名なる女子に似たような記事がある。すなわち宝龜五年七月庚戌、

授命婦從五位下紀朝臣方名從四位下

とあり、新日本古典文学大系本編者は「光仁の格別の寵をうけていることを示すか」と注をほどこしている。この後、宝龜十年正月己未にも從四位下から正四位上に特進しており、この推定は当を得ているように思われる。また春連は死亡時においては、正四位下とあるのだが、この叙位が記録に漏れたのか、あるいは延暦九年の太政官符にある從四位下が正しいのかは決めかねるところがある。なおこの太政官符については後述する。

延暦八年の桓武後宮（右下紀之）

次に、死亡時に付された散事なる語については、『後宮職員令』に

右諸司掌以上。皆為職事。自餘為散事

とあるが、実態としては、これも新大系本編者の「男官の散位と同じように、位階を有するが官職のない者を指すか」との理解でよろしかろう。とすると、この人の急速な昇叙はいかなる原因を考えたらいのだろう。およそ女官に軍功はあり得ず、また後宮の何らかの職務に就いたとしても、それほどの業績をあげるといえるのは困難であろう。とすれば桓武の寵幸を受けたというような背景が想像されてくるのである。

また、さきに光仁の寵を想定された紀方名は、宝龜十年四月戊戌、

散事正四位下紀朝臣形名卒

と記されている。桓武の寵幸を受けていることが明らか、百濟王明信は『日本後紀』（以下『後紀』）弘仁六年十月壬子条に、

散事從二位百濟王明信薨

とあり、『本朝皇胤紹運録』（以下『紹運録』）に甘南美内親王の母とする藤原東子については『日本紀略』（以下『紀略』）弘仁七年四月癸亥条に

散事従四位下藤原朝臣東子卒

とあり、『一代要記』が女御とする紀乙魚については『続日本後紀』
承和七年五月庚辰条に

散事従四位下紀朝臣乙魚卒

とある。天皇の寵を受けた者を散事と称することがあったのは、確認
できたように思われる。藤原春運と同日に死亡した美作女王の尚掃な
る職も、実務が遂行されていたというよりは、寵幸にともなって、職
禄を与えることにしたのではなからうか。こう読むことで「並卒」の
語句の真意を読み解いたものと考えたい。

なお「並卒」という二字のつらなりは、典故と言うような性質は持
たないであろうが、史書に用例を見ることはできる。

『後漢書』卷六十孔融伝に、

竊觀故事、前梁懷王臨江愍王齊哀王臨淮懷王並薨、無後

ここでは諸王が並びに薨じ、かついづれも子孫がないと記している。

同じく、卷十六鄧禹伝では、

惺闇相繼並卒、皆遺言薄葬、不受爵贈

とあり、鄧惺、鄧闇兄弟の薄葬が記される。いづれも同じ立場を共有
する複数の人々の死が述べられているが、編年体の史書である『統紀』
では同じ立場の人が同日に死亡したと読まれるわけである。

4

同じく延暦八年に死亡した藤原教貴、大原室子についても淡々と記
述があるのみで、年齢その他、何の記事もない。ただ『統紀』によっ
て、それまでの履歴はある程度知ることができる。

宝龜七年正月丙申

无位：藤原朝臣教貴：並従五位上

宝龜八年正月癸亥

従五位上：藤原朝臣教貴：従四位下

天応元年六月壬寅

授命婦従四位下藤原朝臣教貴正四位下

延暦二年二月壬子

正四位下藤原朝臣教貴：並正四位上

延暦八年七月乙丑

命婦正四位上藤原朝臣教貴卒

大原室子については

宝龜四年閏十一月丁卯

授无位大原真人室子從五位下

延暦元年六月戊辰

授從五位下大原真人室子正五位下

延暦二年二月壬子

正五位下大原真人室子從四位下

延暦八年十月丁酉

命婦從四位下大原真人室子卒

とある。兩者とも宝龜中に叙位されており、紀方名の履歴に見られたような昇叙も得ている。命婦の称号も共通しており、光仁朝の女官と思われる。また

宝龜十一年三月丙寅

授命婦正五位上百済王明信從四位下

ともあり、皇太子時代の桓武に寵愛されていた可能性のある明信にも、命婦の称が附与されている。紀方名の宝龜五年七月庚戌条の記事にも命婦とあった。このように見えてくると、光仁、桓武朝において、命婦の称に特別の意味があった可能性がある。ただもとより、命婦の語例は他に多数あり、四位五位の位階を有する女子という通常の解釈で通る場合は多いと思われる。

延暦八年の桓武後宮（右下紀之）

先に言及した延暦九年八月八日の太政官符は、死亡した位田所有者から位田を回収し、職田に改める処分をなしたものである。本稿に關連する個所を引用しておこう。『類聚三代格』卷十五 諸司田事の項である。

山背國七町

相樂郡二町

元並故右大臣正三位
大中臣朝臣位田

綴喜郡一町

元故從五位下多治
比賣人黒麿位田

久世郡二町

一町。元故從五位下紀朝臣全繼位田
一町。元故從五位下榮井宿禰道形位田

右今改置「太政大臣職田」

綴喜郡一町

元故從三位多治比
真人長野位田

久世郡一町

元故從五位下櫻
井棘朝位田

右今改置「太政大臣職田」

（中略）

攝津國十町

豊嶋郡五町

右圖籍注「右大臣職田」今改置「左大臣職田」

嶋下郡二町 一町。元故正四位下大中臣朝臣子老位田
一町。元故從五位下上毛野公大川位田

河邊町三町 二町。元故從三位多治比真人長野位田
一町。元故外從五位下難波全信位田「也」

右今収置「左大臣職田」

(中略)

相樂郡一町 元故從四位下藤
原朝臣春連位田

右今改置「左大臣職田」

(中略)

山背國十町 久世郡五町

一町 元太政大
臣職田 二町 元國右大臣贈從一
位藤原朝臣位田

二町 元故從五位下酒
人忌寸百位田

右今改置「右大臣職田」

(中略)

若江郡三町

一町 元故從三位多治
比真人長野位田

一町 元故正四位下伊
勢朝臣老人位田

一町 元故正四位上藤
原朝臣教貴位田

志紀郡一町 元故從四位上
美作女王位田

右今改置「大納言職田」

(中略)

山背國四町

乙訓郡二町

右圖籍注「左大臣職田」今改置「大納言職田」

久世郡二町 元故從四位下藤
原朝臣春連位田

右今改置「大納言職田」

近江國六町

野洲郡二町 蒲生郡二町 カマツノ郡也

右圖籍注「大納言職田」

高嶋郡二町 元故右大臣正二位
大中臣朝臣位田

右今改置「大納言職田」

大納言職田廿町 内十四町
外六町

河内國十町

志紀郡一町 元故正四位下大中
臣朝臣子老位田

讚良郡二町 一町。元故正四位上藤原朝臣教貴位田
一町。元故從五位下笠朝臣賀祐位田

高安郡二町 一町。元故正五位下文室真人水通位田
一町。元故正四位下藤原朝臣教貴位田

河内郡一町 元故從五位上藤
原朝臣祖子位田

茨田郡一町 元故從五位下笠
朝臣賀祐位田

若江郡三町 一町。元故正四位下大中臣朝臣子老位田
一町。元故從五位下藤原朝臣姉位田

山背國四町

愛宕郡二町 元故從五位下
正月壬位田

久世郡二町 元故正四位下伊
勢朝臣老人位田

右今改置大納言職田一

このように、本稿で論じている藤原春連、教貴、美作女王の位田が記されているが、他に藤原祖子、姉の二人にも及んでいる。

この二人は五位の位階を持ち、『統紀』は方針として五位の人物の死を記事としない。叙位の記事は次の通りである。

宝龜九年正月甲子

无位：藤原祖子並從五位下

延曆四年正月乙巳

從五位下藤原朝臣祖子從五位上

延曆五年正月乙巳

无位：藤原朝臣姉…並從五位下

二人について知られるのがこれがすべてである。この五位の位階のまま死を迎えたのであるが、春連たちと同じ頃であったと推定できようが、念のため同じ官符に見える男子の死亡時を確認しておこう。

右大臣大中臣清麻呂は延曆七年七月癸酉、右大臣藤原是公は延曆八年九月戊午、正四位下大中臣子老は延曆八年正月戊辰、從三位多治比長野は延曆八年十二月己丑、正四位下伊勢老人は延曆八年四月庚辰、ということはこの太政官符によって藤原春連たちと同じく延曆八年頃の死者の位田の処理が行なわれたということが判明したのである。祖子、姉の二人もこの頃死亡したと判断される。

この二人の立場はどのようなものだったか。桓武の寵幸を受けた人々の処遇はさまざまであるが、桓武の皇太子時代高津内親王を生んだ坂上又子の例を見ておこう。

延曆二年二月壬子

无位：坂上大忌寸又子…並從五位下

延曆五年正月乙巳

延曆八年の桓武後宮（岩下紀之）

従五位下坂上大宿禰又子：並正五位下

延暦九年七月乙酉

正五位上坂上大宿禰又子卒

叙位が淡々と述べられるのみで、いかなる称号も授与されていない。

『紹運録』に記載のある桓武子女の母親となった者たちも、称号・位階ともに与えられない者も多く、又子と同様に叙位された人々が桓武の寵を得ていたか否かは国史のみから判別することはできない。親王・内親王の生母でなければ、桓武との関係を語る史料が残るのはまれである。又子も、もし内親王を生んでいなかったら、淡々とした女叙位の記録に埋もれて、延暦五年の従五位下から正五位下への昇叙をめぐって解釈が争われていたことであろう。祖子・姉の二人についても、単なる宮人であったか否かは不明であるが、桓武の寵を受けていた可能性については、これを否定することはできない。

6

桓武天皇の即位当時の年齢は四十五歳であって、初老ともいふべきであるが、以後旺盛な精力を発揮して多数の子女を得たのであった。そのような活力を持った天皇を見るには、天武天皇にまで遡らなければならぬ。文武、聖武、淳仁はいずれも子女にめぐまれたとはいえず、光仁は即位の時六十二歳の高齢であった。ただこの帝は即位後藤

原永手女の曹子を夫人とし、新大系本編者は紀方名を寵したのではないかと推定している。『統紀』はこの方名に、「命婦」「散事」の称を記していたのであった。在位中、老衰の状態だったのではない。しかし、桓武はあまたの子女を得たことにより文武以来の天皇とははっきり異なる精力を示している。

これは、太宝令の実施後、初めて壮年期の天皇が出現したことを意味する。桓武は『後宮職員令』の妃二員、夫人三員、嬪四員といった定員を無視し、多数の婦人を寵幸した。夫人については定員を越えて称号を与え、三位に叙しているが、それ以外の者は、ある者には位を与え、ある者にはそれも与えない。また令の定める宮人の職名を寵幸した婦人に与える称号としたようにも見える。光仁朝の命婦、散事といった呼称も使用し、美作女王の尚掃、明信の尚侍もその類かと疑われるのである。『禄令』には、

凡宮人給祿者。尚蔵准正三位。尚膳。尚縫准正四位。典蔵准従四位。尚侍。典膳。典縫准従五位

とあり、五位以上の宮人は十人程度が必要とされることとなる。しかるに桓武朝の女叙位は延暦四・五・八年にはそれぞれ二十人以上が叙位されている。とすればそのうちかなりの人数が桓武の寵を受けている者と考えるを得ない。延暦八年頃に死亡した藤原春連ら六名は、その中に桓武の寵幸を受けていた者を含む可能性があるわけであ

る。

桓武天皇の後宮はこのように多数の婦人を含み、後世の「女御・更衣あまたさぶらふ」宮廷のさきがけをなすのだが、この地位の婦人たちをさし示す名称は「女御」なる語も『後紀』の嵯峨天皇の弘仁六年十月壬戌条にあらわれるのを初出とする。桓武時代、この語はすでに現われていたのであるが、その没後に公式の称号となつたのであろう。

7

以上で延暦八年頃の桓武後宮の死者については『統紀』に示された四人に、延暦九年の太政官符によってさらに二人（ただし推定）を加えることができた。またこの六人の中には、桓武による寵幸のあった者がいた可能性を指摘した。この人々の年齢についてはどうであろうか。その全員が、無位からただちに四位または五位に叙されていて、六位以下で年功を積んだ者がないので、最初の叙位はごく若い年齢であったと想定できそうである。最も初期に叙位されたのは大原室子の宝亀四年であるから、延暦八年まで十六年である。仮に宝亀四年に二十歳だったとして三十代中頃で死を迎えたこととなる。他はそれぞれもつと若いので夫人の旅子、皇后の乙牟漏と同じく三十前後の年齢で死亡したことになる。

同じ太政官符に見えた男子の死亡時の年齢は、大中臣清麻呂八十七

延暦八年の桓武後宮（岩下紀之）

歳、藤原是公六十三歳、多治比長野は『公卿補任』によれば慶雲三年生れで享年八十四、伊勢老人は神護景雲元年に参河守従四位下で、それまでも年功を積んでいるはず、さらに延暦八年まで二十二年あり、死亡時高齡だったのは明らかである。大中臣子老は『公卿補任』によれば天平神護年間に従五下とあるから延暦八年まで二十年以上を経ていて、これもそれなりの年輩であろう。こうして見ると、同時期の女子の死亡者たちがきわだって若いのであり、延暦七年の藤原旅子、延暦九年の乙牟漏の三十歳、三十一歳と、また坂上又子も同じほどの年齢であろうから、同じ時代の人々には衝撃的に受けとめられたに違いない。そして、その衝撃をもろに受けたのが皇太子安殿親王であつたと思われる。

自らの立太子が、叔父にあたる早良親王の死によつてもたらされたのであるが、延暦七年の藤原旅子にはじまる後宮の女たちのいつまで続くかわからない死の連鎖、その死に対して、どうすることもできない無力感。延暦八年の多くの死、とりわけ祖母にあたる高野新笠の死、翌年の母乙牟漏の死と、それに続いた坂上又子の死。ここでついに安殿親王に限界がきたようである。『統紀』延暦九年九月丙寅条に

於京下七寺誦経。為皇太子寢膳乖適也

とあり、翌十年十月甲寅条に

先是。皇太子枕席不安。久不平復。是日。向於伊勢太神宮。縁宿
禱也

宜故皇太子早良親王。追称崇道天皇

とある。十一月丁卯条

皇太子自太神宮至

とあるが、全快はしなかったごとくであり、『紀略』延暦十一年六月
癸巳条に

皇太子久病。卜之。崇道天皇為祟

戊戌。有雉。集禁中正殿

甲辰。於禁中并東宮。転読金剛般若経。以有恠異也

乙巳。遣僧二人於淡路国。転読悔過。謝崇道天皇霊也

とあり、この病いのもとが早良太子であることが確定した。連続した
後宮の女たちの死への恐怖が病いの引きがねであるのは明らかで、早
良太子の怨霊の猛威は後宮のみならず、延暦九年の裳瘡の流行により、
天下を横行したのであった。

同じく十九年六月には、

癸酉。駿河国言。自去三月十四日。迄四月十八日。富士山巔自燒。

昼則烟氣暗暝。夜則火光照天。其声若雷。灰下如雨。山下川水皆

紅色也

8

以下に崇道天皇の記事を三件引用するが、いずれも『後紀』散佚の
箇所のため、『紀略』によっている。延暦十九年七月己未条に

とあって、すでに見たように崇道天皇追称のことが行なわれた。

このように桓武は皇妃たちと女官の多数の死と安殿皇太子の不予、
雉の禁中正殿への集合、富士山の大噴火というような畏るべき早良太

子の死霊の活動に耐え続けたが、ついに延暦二十四年正月より不予となり、正月には崇道天皇のために淡路国に寺を建て、二月には宮中と春宮において大般若経を読みなどし、四月には国忌・奉幣の例に預らしむるなど、怨霊に謝したのである。このあたり、事件の見えないところを見ると、もっぱら桓武その人に怨霊が出現したのではないだろうか。

これらの必死の努力の甲斐もなく、翌年三月辛巳、正寝に崩御したのであるが、亡魂の憤りはまだ鎮まらず、『後紀』は

是日有血。灑東宮寢殿上

と記し、嵯峨天皇の弘仁元年におよんでもなお、『紀略』は七月丙辰条、乙丑条、

聖体不予。

度一百卅人。奉為崇道天皇一百人

と記している。以上のうち最も多数の死者を出した延暦八年をもって、本稿の表題としたのである。

桓武は皇太子時代、おそらくは井上内親王の非業の死による怪異現象のため宝龜八年十二月、「不念」となり、井上内親王の改葬など行なったものの効果なく、伊勢に下り神宮を拝した。『統紀』宝龜八年

三月辛未には、

大穢。為宮中頗有妖恠也

とあった。桓武崩御の前には『後紀』延暦二十四年四月甲辰条に「謝怨霊也」とある。光仁・桓武朝は日本語語彙に「妖怪」「怨霊」なる語を附加したのであった。六条御息所、夢幻能といった国文学史の主流のことどもの源に、桓武後宮のできごとを置くことができる。

※本稿は平成二十四年十一月二十日に開催された第一回六国史談話会における発表に手を加えたものである。席上賜った御指摘は、注の中で言及した。なお引用した諸史書は国史大系本で、『本朝皇胤紹運録』は類従本、『一代要記』は史籍集覧本で、細かい説明は不要であろう。

注1 『三代実録』元慶四年五月廿八日条は、

從四位上行右近衛中将兼美濃權守在原業平、從五位上行撰津守菅野朝臣佐世並卒

とあるが、国史大系本はこの両者を『日本紀略』によって分離している。この二人に共通点があるとは思われない。この件につき、中野謙一氏から『統紀』天平宝字四年五月丙申条に、御使王と縣犬養八重が並卒とあり、『三代実録』貞觀十年四月廿三日条に、大学博士大春日雄繼と明法博士完全永繼が並卒、とあることを教示された。この注の三

例はいずれも校訂に問題があり、確言できないのであるが、天平宝字の例は男女が同時に死亡しているところ、貞観の例は博士二人が同時に死亡しているところ、意味ありげにも見える。

2 これも中野氏より、志貴皇子が天皇位を追称されていることを教示された。

3 新日本古典文学大系『統日本紀四』四三五ページ。

4 同『統日本紀五』一五ページ。

5 一連の女官の死について席上院生の水野有理香さんより、延暦六年三月乙亥条の散事従四位上飽波女王の死亡記事を指摘された。